

国立大学法人東京学芸大学定年退職等再雇用職員給与規則

平成 16 年 4 月 1 日

規則 第 23 号

改正（施行） 平 17 則 21（17. 12. 1）
平 18 則 5（18. 4. 1）
平 19 則 12（19. 4. 1）
平 20 則 2（20. 1. 10）
平 20 則 12（20. 4. 1）
平 21 則 14（21. 3. 31）
平 21 則 22（21. 6. 1）
平 21 則 34（21. 12. 1）
平 22 則 25（22. 12. 1）
平 24 則 5（24. 4. 1）
平 24 則 9（24. 7. 1）
平 24 則 16（24. 9. 28）
平 26 則 9（26. 12. 18）
平 27 則 8（27. 4. 1）
平 28 則 3（28. 3. 3）
平 29 則 2（29. 2. 2）
平 30 則 3（30. 2. 8）
平 31 則 6（31. 2. 7）

（目的）

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成 16 年規則第 20 号。）第 3 条第 4 号に規定する定年退職等再雇用職員（以下「再雇用職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給与の区分）

第 2 条 再雇用職員の給与は、俸給、諸手当及び賞与とする。

2 諸手当は、俸給の調整額、管理職手当、教職調整額、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当とする。

3 賞与は、期末手当及び勤勉手当とする。

（俸給）

第 3 条 俸給表の種類は、別表第 1 のとおりとする。

2 俸給表に定める級の分類については、その者の職務に応じ、常勤職員の例に準

じて定められたものを適用するものとする。

(諸手当)

第4条 第2条第2項に定めるもののうち、義務教育等教員特別手当以外の諸手当については、常勤職員の例に準じて支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額については、常勤職員の例にかかわらず別表第2のとおりとする。

(賞与)

第5条 期末手当は、常勤職員の例に準じて支給する。

2 前項に定める期末手当において、その支給率については、国立大学法人東京学芸大学職員給与規則（平成16年規則第8号。以下「職員給与規則」という。）第36条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」と読み替えて適用するものとする。

3 勤勉手当は、常勤職員の例に準じ、学長が定めるその者の勤務成績に応じて支給する。

(その他)

第6条 給与の支給その他この規則に定めのない事項については、常勤職員の例に準ずるものとする。

2 前項により難い場合は、その都度個別に定めるものとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則に定めのない事項については、当分の間、国家公務員の例に準ずるものとする。

附 則（平20則2）

この規則は、平成20年1月10日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

附 則（平21則14）

この規則は、平成21年3月31日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平21則34）

1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第5条第2項及び第4項の規定にかかわらず、平成21年12月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第2項	「100分の150」とあるのは「100分の85」と、「100分の105」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の75」と読み替えて適用するものとする。	「100分の150」とあるのは「100分の80」と、「100分の105」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の70」と読み替えて適用するものとする。
第5条第4項	「100分の70」とあるのは「100分の35」と、「100分の90」とあるのは「100分の45」と読み替えて適用するものとする。	「100分の70」とあるのは「100分の40」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と読み替えて適用するものとする。

附 則（平 24 則 9）

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては、給与の支給については、平成 24 年規則第 8 号の例に準ずるものとする。

附 則（平 26 則 9）

- 1 この規則は、平成 26 年 12 月 18 日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平 27 則 8）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける再雇用職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、当分の間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける再雇用職員（前項に規定する再雇用職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該再雇用職員には、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

附 則（平 28 則 3）

- 1 この規則は、平成 28 年 3 月 3 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 29 則 2）

- 1 この規則は、平成 29 年 2 月 2 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 30 則 3）

- 1 この規則は、平成 30 年 2 月 8 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 30 則 13）

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東京学芸大学定年退職等再雇用職員給与規則の一部を改正する規則（平成 27 年規則第 8 号）附則第 2 項中「当分の間」とあるのは、「平成 30 年 3 月 31 日までの間」とする。

附 則（平 31 則 6）

- 1 この規則は、平成 31 年 2 月 7 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
ただし、第 5 条第 2 項の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

一般職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
俸給月額	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

この表は、他の俸給表の適用を受けない職員に適用する。

一般職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
俸給月額	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

この表は、自動車運転手、調理師、守衛、用務員、農業作業員に適用する。

教育職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
俸給月額	235,600	282,800	293,800	315,700	399,700

この表は、大学に勤務する教授、准教授、講師、助教に適用する。

教育職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
俸給月額	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

- この表は、附属高等学校、国際中等教育学校及び特別支援学校に勤務する副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、職務の級が3級であるものの俸給月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

教育職俸給表（三）

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
俸給月額	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

- この表は、附属幼稚園、小学校及び中学校に勤務する副校長（副園長を含む。）、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、職務の級が3級であるものの俸給月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

医療職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
俸給月額	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

この表は、附属学校に勤務する栄養士に適用する。

医療職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
俸給月額	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

この表は、保健管理センターに勤務する看護師に適用する。

別表第2（第4条第2項関係）

教育職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
俸給月額	8,000	9,700	11,300	12,800	16,300

教育職俸給表（三）

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
俸給月額	8,000	9,700	11,300	12,800	16,300